2027 年度多元的イノベーションを先導する次世代研究者育成プロジェクト
支援対象学生（区分1、区分2） 募集要項

2026 年11月 5 日

～事業統括からのメッセージ～

本プロジェクトは、科学技術・イノベーションの将来を担う博士後期課程学生を支援するものです。現代社会が抱える問題はいずれも複合的なものであるため、一つの専門領域だけで解決することはできません。専門的な知見を備え、同時に社会の諸課題を俯瞰する力が求められています。本プロジェクトのもとで、課題解決のためのそうした能力を養ってください。

同志社の設立者・新島襄は次のような漢詩を書き記しています。

真理似寒梅敢侵風雪開
（真理は寒梅のごとし。あえて風雪を侵して開く。）

新島は、真理を社会や時代の趨勢に挑戦する力として語っています。そして、このような挑戦する精神を同志社は受け継いでいます。みなさんが次世代を担う、挑戦的な真理の探究者となられることを願っています。

同志社に連なる挑戦者たち、

真理の扉を開き、新たな道を拓け!



多元的イノベーションを先導する
次世代研究者育成プロジェクト
事業統括
神学部／神学研究科教授
小原 克博

【改訂履歴】

年月日	箇所	修正内容
2026.11.5	初版	

1.プロジェクトの目的

本学は、国立研究開発法人科学技術振興機構の「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」（以下、「本事業」という。）の支援を受け、多元的イノベーションを先導する次世代研究者育成プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という。）を実施します。

本プロジェクトは、科学技術・イノベーションの将来を担う最先端の科学技術の創出能力のみならず、個の尊厳とヒューマニティを損なわない倫理や良心を備えた高度専門人材の育成を目的とします。

本学が理念として掲げる、高い学術研究力による深い学識と卓越した実践能力を用いて時代を切り拓き、異なる価値観・世界観を持つ他者や異文化を理解し、協働できる真の国際人の養成に向け、人文・社会・自然科学の相互理解力を涵養し、グローバルな視点で将来の社会課題を予測しながら解決する研究者の養成を目指します。

2.プロジェクトの内容

本プロジェクトに採用された、自由で挑戦的・融合的な研究に意欲的に取り組む大学院博士課程学生（以下、「支援対象学生」という。）に対し、研究活動に専念して研究力の向上を図ることができる環境（研究奨励費等）を整備するとともに、キャリアパスの確保に向けた各種プログラムを一体的に実施します。

（1）研究奨励費

採用期間中、生活費相当額として、研究奨励費：180 万円（年額）を支給します。

※研究奨励費は、上記の年額を月割計算した金額を支援期間の終了日の属する月まで毎月支給します。

※研究奨励費は、雑所得となるため、各自で確定申告等の手続きが必要となります。

（2）研究費

採用期間中、研究費：40 万円（年額）を配分します。

※研究費は、本学において執行管理します。

※研究費は、本プロジェクトにおける公募研究や海外活動のために増額されることがあります。

（3）主なキャリア開発・育成プログラム

・トランスファラブルスキルの習得
・国際性の涵養
・挑戦的・融合的な研究に挑む姿勢（挑戦力）の醸成
・研究者としての発展を支える総合的支援

※プログラムの詳細につきましては、別添資料「同志社大学 SPRING プログラムの必修・選択必修一覧表 【旧制度】及び【新制度（区分 1、区分 2）】」をご確認ください。

支援対象学生は、本事業が指定する 3 つの支援区分に応じた支援を受けることができます。それぞれの支援区分の「対象となる条件」に合致し、かつ「対象から外れる条件」に合致しない者が対象となります。「対象となる条件」「対象から外れる条件」の詳細は、後述の「5. 応募資格」をご覧ください。

支援区分と支援内容の対応は以下の通りとなります。（○：対象、－：対象外）

支援内容 / 支援区分	研究奨励費（生活費相当額）	研究費	キャリア開発プログラム
区分1	○	○	○
区分2	－	○	○
区分3	－	○	－

3. 採用人数

年次及び支援区分毎に以下の採用を予定しています。

採用年次	区分1	区分2
D1（2027 年度 1 年次生、一貫制博士課程 3 年次生）	15 名	3名
D2（2027 年度 2 年次生、一貫制博士課程 4 年次生）	2 名	0 名
D3（2027 年度 3 年次生、一貫制博士課程 5 年次生）	1 名	0 名

※「区分 3」の支援対象学生（2027 年度）については、2027 年 4 月頃の募集を予定しています。詳細は、別途提示する「2027 年度多元的イノベーションを先導する次世代研究者育成プロジェクト支援対象学生（区分3） 募集要項」をご確認ください。

4. 採用期間

D1：標準修業年限*、かつ 2027 年 4 月 1 日～2030 年 3 月 31 日までの 3 年間
D2：標準修業年限*、かつ 2027 年 4 月 1 日～2029 年 3 月 31 日までの 2 年間
D3：標準修業年限*、かつ 2027 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日までの 1 年間
*博士後期課程1年次～3年次又は一貫制博士課程3年次～5年次の3年間を指します。

※本公募で採用された方は、標準修業年限からすでに在学した期間を差し引いた残りの期間が採用期間となります。長期履修制度を利用している場合であっても、標準修業年限を超える期間は支援対象となりません。

5. 応募資格

以下の（1）基本要件および(2)支援区分毎の要件の「対象となる条件」に合致し、かつ「対象から外れる条件」に合致しない者を対象とします。ただし、「(3)他事業との重複制限に拠る支援可否」に記載の事項により支援が制限される場合がありますので、併せてご確認ください。

なお、採用後に「対象から外れる条件」に合致した場合や、他事業との重複制限により支援不可となった場合には、支援対象学生としての資格を喪失します。すみやかに「辞退届」を提出してください。

（1）基本要件

2027年4月1日現在、以下のいずれかに該当する者。所属研究科や研究分野は問いません。

【D1】
- 博士課程後期1年次進学予定者
- 一貫制博士課程3年次転入学予定者
- 博士課程後期1年次相当（在学月数12ヶ月未満）に在学する者
- 一貫制博士課程3年次相当（在学月数24ヶ月以上36ヶ月未満）に在学する者

【D2】
- 博士課程後期2年次相当（在学月数12ヶ月以上24ヶ月未満）に在学する者
- 一貫制の博士課程4年次相当（在学月数36 ヶ月以上48 ヶ月未満）に在学する者

【D3】
- 博士課程後期3年次相当（在学月数24ヶ月）に在学する者
- 一貫制の博士課程5年次相当（在学月数48ヶ月）に在学する者

※採用期間が12ヶ月未満となる者は応募できません。

(2) 支援区分毎の要件

（×：支援不可、△：一部支援可、○：支援可）

支援区分	対象となる条件	対象から外れる条件
区分1	・「新制度で研究奨励費の支援対象となる学生の整理」（※本募集要項末尾の別表）で対象の可否が「○」となる者	・生活費相当額として十分な水準（240 万円以上／年）で、給与・役員報酬等の安定的・固定的な収入を得ていると認められる者 ※1
区分2	・「留学」の在留資格で日本に滞在する者。 ・「新制度で研究奨励費の支援対象となる学生の整理」（※本募集要項末尾の別表）で対象の可否が「×」となる者も含む。	・（収入の有無に関わらず）国内外の機関・法人に役員・職員等としての所属がある者（いわゆるアルバイトは除く）
区分3	・生活費相当額として十分な水準（240 万円以上／年）で、給与・役員報酬等の安定的・固定的収入を得ていると認められる者のうち、日本の法人格を有する会社法人、国家公務員、地方公務員、企業以外の法人（独立行政法人、財団法人／社団法人、医療法人、NPO 法人等）の職員等 ・（収入の有無に関わらず）海外の機関・法人のみに所属し、かつその所属が海外の大学や公的研究機関等の非営利の機関・法人である者	・（収入の有無に関わらず）海外の営利機関・法人のみに所属する者 ※2 ・海外の政府機関（府省等）に所属する者 ※3

※1 いわゆるアルバイト収入については、安定的・固定的な収入には含めません。TA・RA 活動への対価も同様に含めません。

※2 海外の営利機関・法人のみに所属する者であっても、「新制度で研究奨励費の支援対象となる学生の整理」（※本募集要項末尾の別表）で対象の可否が「○」となる者については、区分3で支援を受けることが可能です。

※3 海外の政府機関に所属する者であっても、国費外国人留学生制度の支援を受ける学生については、区分3で支援を受けることが可能です。

(3) 他事業との重複制限による支援可否

支援区分	区分1	区分2	区分3
SPRING と同趣旨の国費による研究費支援（学生自身の自由で挑戦的・融合的な研究に専念するための研究費支援）を受ける学生 例） ・「次世代 AI 人材育成プログラム（博士後期課程学生）」の対象学生 ・独立行政法人日本学術振興会の特別研究員 ・JICA 留学生 ・「日 ASEAN 科学技術・イノベーション協働連携事業」若手育成対象者	×	×	×
生活費に係る十分な水準（240 万円以上／年）の民間等の	△※1	○	

奨学金を得ている学生			
・日本政府から奨学金を得ている留学生（国費外国人留学生制度の対象学生） ・独立行政法人等から奨学金を得ている留学生 ・本国からの奨学金等の支援を受ける留学生		○	△※2
競争的研究費、研究費助成・奨学金等の支援を受ける学生	○※3	○※3	○※3

※1 原則として生活費に係る十分な収入を得ていない学生を対象とするため、民間等の給付型奨学金により240万円／年以上の生活費支援を受けている学生については、区分1で支援する場合は研究奨励費（生活費相当額）の支援対象外とします。貸与型奨学金については金額の多寡によらず、研究奨励費（生活費相当額）の支援対象です。なお、研究奨励費（生活費相当額）の支援を受けた学生は、独立行政法人日本学生支援機構の「特に優れた業績による奨学金の返還免除」の対象から外れることになります。

※2 国費外国人留学生制度の対象学生のうち、政府所属の者は区分3の支援対象です。

※3 不合理な重複・過度の集中が認められる場合、本プロジェクトによる支援を受けられないことがあります。多数の競争的研究費、研究費助成・奨学金等の支援を受けている場合等、本プロジェクトの活動に支障を来す恐れがある場合は、あらかじめご相談ください。

6. 資格喪失

「5. 応募資格」に記載の要件を満たさなくなった場合の他、次の場合にも支援対象学生の資格を喪失します。

(1) 支援期間中に休学する場合
(2) 退学等により本学の学籍を失った場合
(3) 同志社大学学生の懲戒に関する規程に基づき懲戒を受けた場合
(4) 同志社大学研究活動上の不正行為への対応に関する規定に基づき、不正行為があったとの決定を受けた場合
(5) SPRING 運営委員会が、本プロジェクトの義務等の履行状況を踏まえ、支援対象学生として不適当と判断した場合

7. 義務

支援対象学生は、次に掲げるすべての事項を行わなければなりません。支援区分によって義務の範囲が異なりますのでご注意ください。

【支援期間中の義務】

≪全ての支援区分に共通する事項≫

(1) 同志社大学研究倫理規準を遵守すること。
(2) 同志社大学における研究活動上の不正行為への対応に関する規程に定める責務を果たすこと。
(3) 同志社大学公的研究費の運営・管理に関する規程に基づき研究費等を適正に執行すること。
(4) 本学及び科学技術振興機構が指定する研究倫理教育を履修すること。
(5) 科学技術振興機構が本事業のために実施する学生交流会等の諸行事に参加すること。
(6) 科学技術振興機構及び本学が実施する各種調査に協力すること。
(7) 学会等への参加、論文の投稿、口頭発表を積極的に行うこと。
(8) 科学技術振興機構の要請に基づく研究成果論文のオープンアクセス化及び研究データの取扱いを行うこと。
(9) 活動報告書を事業統括に毎年度提出すること。

≪区分1および区分2の支援対象学生を対象とする事項≫

（10）事業統括が指定するキャリア形成ガイダンス、企業交流会等のキャリア形成支援プログラムに参加すること。
（11）高等研究教育院のアドバンスト・リベラルアーツ科目群に設置するキャリア形成支援科目のうち事業統括が指定する科目を履修すること。
（12）日本学術振興会・特別研究員に応募すること。

※(10)の「事業統括が指定するキャリア形成ガイダンス、企業交流会等のキャリア開発支援プログラム」、(11)の「事業統括が指定する科目」は、別添資料「同志社大学 SPRING プログラムの必修・選択必修　一覧表 【旧制度】及び【新制度（区分 1、区分 2）】」を参照してください。

≪区分1の支援対象学生を対象とする事項≫
（13）自身の研究を発展させる、もしくは研究者としての発展につながる海外活動を計画・立案し、指導教員の確認を得た上で提出すること。また同計画に基づき、支援期間中に海外活動を実行すること。

【支援期間終了後の義務】
≪全ての支援区分に共通する事項≫
支援対象学生は、本プロジェクトによる支援終了後も次のことをしなければなりません。
（1）本学及び科学技術振興機構が実施する博士課程修了後の追跡調査に協力すること。

8. 申請手続き
(1)申請書類
以下の申請書類を提出してください。①②③の書類がない場合、申請は受理しません（審査に付されません）。④の書類がない場合、申請は受理しますが、審査において④に関する加点が行われません。

①志望理由及び研究計画書（指定様式）
②指導教員からの推薦状（指定様式）
③「英語能力を示す公的スコアの写し」（受験時期が 2025 年 4 月以降に限る）または「英語能力証明書の提出免除届」（指定様式）
④2027 年度の日本学術振興会・特別研究員（DC）への申請結果（審査結果の写し）
⑤（区分 1 の応募で申請者分類が④-2、⑤−2、⑤-3 に該当する人のみ）「研究奨励費受給申請に関する補足説明（④-2、⑤-2、⑤-3 該当者）」（指定様式）

※申請書類の指定様式は、以下の URL からダウンロードしてください。
https://rd.doshisha.ac.jp/rd/inside/wakate/spring/call_for_application_jp.html

(2)申請書類の作成要領
①志望理由及び研究計画書
・本文は 10.5 ポイント以上で記載すること。
・【志望理由】欄：
本プロジェクトは、「我が国の科学技術・イノベーション」に貢献する人材を育成することを目的としています。自身が目指す研究者像を明確にし、それに向けて本プロジェクトが提供するキャリア開発・育成プログラム（研究力向上、国際性の涵養、トランスファラブルスキルの醸成、異分野交流等）をどのように活かすのか、どのように取り組むのか、といった視点から簡潔に記入してください。
・【研究の国際性】欄：

自身の研究が国際的な研究動向において、どのような位置付けなのか、その上で自らの研究を発展させるために、どのような国際的な活動（例：海外研究機関との研究交流、国際会議、海外フィールド調査等）を行っていくか具体的に記入してください。

・【研究計画書】欄：

①これまでの研究状況、自身が取り組む研究の位置づけ、当該分野の状況や課題等の背景について記入してください。

②研究計画における研究目的、研究方法、研究内容（支給される研究費をどの様に利用し、研究の発展を図るのか）について記入してください。

③研究の特色・独創的な点（先行研究等との比較、本研究の完成時に予想されるインパクト、将来の見通し等）にも触れて記入してください。

④社会課題を解決するアプローチについての構想：社会課題を解決する上で、自己の研究がどの様に活かせるのかについて記入してください。

②指導教員からの推薦状

本プロジェクトに採用されると、自らの研究活動に加え、研究者としてのキャリア開発にも取り組んでいただきます。採用後の研究活動とキャリア開発の両立にあたり、あらかじめ指導教員からの推薦状（自筆サイン）をもらって提出してください。

③「英語能力を示す公的スコアの写し」または「英語能力証明書の提出免除届」

・本プロジェクトが提供する各種プログラムの受講・参加において支障のない英語能力があることを確認するために、英語能力を証明する公的スコア（できる限り、Listening，Reading，Writing，Speaking の 4 技能のスコアが確認できるもの）の写し（スコアと申請者氏名の両方が確認できるもの）の提出を求めます。公的スコアの写しは、受験時期が 2025 年 4 月以降のものに限ります。

（英語能力を示す公的スコアの例）

・英検、TOEIC、IELTS、TOEFLiBT、iTEP、CASEC、GTEC

・以下の者は、英語能力を証明する公的スコア（写し）の提出を免除します。該当する場合は、「英語能力証明書の提出免除届」（指定様式）を記入の上、提出してください。

−英語を母国語とする国出身の留学生

−主要言語が英語圏の大学・大学院等の高等教育を卒業・修了した者

−同志社大学の ISTC（国際科学技術コース）に所属している者

(免除に該当するか判断できない場合は、事前に「11. 公募に関する問い合わせ」の質問フォームより、お問合せください。)

④日本学術振興会・特別研究員への応募および審査結果の写し

・本プロジェクトは、日本学術振興会・特別研究員への応募を強く推奨（「7.義務」を参照）していることから、支援対象学生の選考において、募集対象年度と同年度の日本学術振興会・特別研究員の審査結果を加点します。加点を希望する場合は、2027 年度の日本学術振興会・特別研究員の審査結果の写しを提出してください。

・提出にあたっては、審査結果の画面を PDF 形式で出力したファイルとしてください。ファイル作成後、同一 PDF ファイル内で、申請者の氏名及び T スコアが目視できることを必ず確認してください。提出いただいたファイルから、申請者の氏名や T スコアが読み取れない場合は、提出がなかったものとみなします。

⑤研究奨励費受給申請に関する補足説明（④−2、⑤−2、⑤−3 該当者）

・申請区分が「区分 1」かつ申請者分類が④−2、⑤−2、⑤−3 該当者のみ、提出してください。左記

以外の申請者は提出不要です。
・本資料の記載内容に基づき、研究奨励費の受給可否（「区分 1」の申請資格）を判断しますので、申請者分類に基づき、④-2「将来永住する意思がある」、⑤-2「大学等の卒業・修了後も日本で就労して定着する意思がある」、⑤-3「本邦における在留期間とその他の事情を総合的に勘案して⑤-2 に掲げる者に準ずる」ことが判断できる説明を記入してください。

(3)申請方法

所定のフォーム（Microsoft Forms）から電子申請を行ってください。所定のフォーム以外からの申請（郵送、持参、メール等）は、いかなる理由があっても受理しません。

所定フォームへ必要事項を入力し、PDF ファイルに変換した「①志望理由及び研究計画書」、「②指導教員からの推薦状」、「③英語能力を示す公的スコアの写し」または「③英語能力証明書の提出免除届」、「④日本学術振興会・特別研究員審査結果の写し（該当者のみ）」、⑤研究奨励費受給申請に関する補足説明（申請区分が「区分 1」かつ申請者分類が④-2、⑤-2、⑤-3 に該当する者のみ）をアップロードの上、送信してください。

各ファイル容量は 10MB 以内とし、ファイル名はそれぞれ、「研究科名_応募者氏名.pdf」、「研究科名_応募者氏名_推薦状.pdf」、「研究科名_応募者氏名_英語能力.pdf」、「研究科名_応募者氏名_特別研究員審査結果.pdf」、「研究科名_応募者氏名_研究奨励費受給申請に関する補足説明.pdf」としてください。
（例：神学研究科_同志社太郎.pdf／神学研究科_同志社太郎_推薦状.pdf）

≪申請書類提出 所定フォーム≫
https://forms.cloud.microsoft/r/xetwCjmsCE

＊なお、所定フォームへのアクセス時に、大学付与のメールアドレスでログインする必要があります。同志社大学のユーザ ID をお持ちでない場合には、「12. 連絡先」にその旨ご連絡ください。事務局より、手続き方法についてご案内致します。応募締め切りまでに、フォームの入力並びに書類を提出する必要がありますので、応募をお考えの方は、早めにご連絡ください。

(4) 申請受付期間

2026 年 12 月 14 日（月）～2027 年 1 月 6 日（水）12時00分（日本時間：正午）**【締切厳守】**
※いかなる理由があっても、申請受付期間以外の申請は受理しません。余裕をもって申請処理を実施してください。

9. 選考方法

支援対象学生の選考は、「日本学術振興会・特別研究員の審査結果における総合評価 T スコア」（以下、「学振 T スコア」という。）と、「書面審査」および「面接審査」によって付された評点の 3 つの評点を総合した「総合審査」によって実施します。

(1) 書面審査

書面審査は、区分毎に以下の選考基準に基づき実施します。

【区分 1 の選考基準】
(1)研究者としての素養を有し、明確なビジョンを有すること。
(2)研究計画、研究内容が具体的であり妥当性が高く、発展性があること。
(3)研究者としての具体的なキャリア開発計画を有すること。

【区分 2 の選考基準】
(1)研究者としての素養を有し、明確なビジョンを有すること。

(2)研究計画、研究内容が具体的であり妥当性が高く、発展性があること。
(3)研究者としての具体的なキャリア開発計画を有すること（我が国の科学技術・イノベーションにどのように寄与する計画かを含む）があること。

（2）面接審査

面接審査の対象者は、学振 T スコアおよび書面審査の評点から決定します。面接審査の詳細は、面接審査日の約 2 週間前を目途に、面接審査対象者に E メールにて連絡します。

【面接審査場所・日程】

面接審査場所・日程は下記の通りとします。あらかじめスケジュールを確保してください。理由に拠らず、面接を欠席した場合は、面接審査の評点は加算されません。

開催形態：今出川校地にて対面での開催
開催日程：2027 年2月 23 日（火；祝） 9:30～17:00（予定）

面接時間：1 人 10 分【プレゼンテーション 3 分（時間厳守）＋質疑応答（7 分）】

【面接審査の観点】

研究者としての自己分析と、自身の今後の発展・向上計画について、本プロジェクトが重要としている3つの観点（研究遂行力、国際性の涵養、トランスファラブルスキルの獲得）から評価します。

事前に提出された「英語能力を示す公的スコア」に基づき、英語能力に不安がある学生に対しては、「どのように英語能力の向上を図るか」、本プロジェクトが提供する「英語能力を前提とする各種プログラムに対してどのように取り組むか」等、能力向上の意欲や計画の具体性等の観点からも評価します。

留学生に対しては、本事業の趣旨に鑑み、留学生の母国ではなく、「日本のイノベーションにどのように寄与できるか」の視点からも評価します。

【面接審査の方法】

あらかじめ提出したプレゼンテーション資料（詳細は以下【プレゼンテーション資料】を参照）を用いて 3 分間のプレゼンテーション（時間厳守）を実施していただきます。発表の途中であっても、3 分の時点で終了としますので、ご注意ください。続いて、審査委員より質疑応答があります。

審査委員は、応募者の研究領域の専門家ではありませんので、専門外の研究者にもわかりやすいプレゼンテーションをお願いします。

【プレゼンテーション資料】

プレゼンテーション資料の様式は自由ですが、原則パワーポイントを使用し、本プロジェクトが重要としている①研究遂行力、②国際性の涵養、③トランスファラブルスキルの獲得の要素を含んだ内容にしてください。

作成例：
（研究遂行力）目指す研究者像、それに向けて行う研究の位置づけ
（国際性の涵養）研究者として国際的に活躍するビジョンと海外活動計画
（トランスファラブルスキル）研究力以外で必要と考える能力と伸ばすための計画

ファイルは、PDF ファイル（10MB まで）として、事前に提出して頂きます（提出方法や提出締切は、面接対象者への通知メールに記載します）。いかなる理由があっても、差し替えは認めません。あらかじめよく確認の上、ご提出ください。

面接審査対象の連絡からプレゼンテーション資料の提出まで、あまり時間がありませんので、事前

に作成しておくことをお勧めします。期限までにプレゼンテーション資料が提出されない場合には、面接審査に付されませんので、ご注意ください。

10. 採用決定通知

応募者には採否の結果を2027年3月上旬までにメールでお知らせします。残念ながら不採用となった応募者には、不採用となった応募者のなかでのおおよその順位をお知らせします。期日までに採否の連絡がない場合は、「12. 連絡先」にご連絡ください。

採用手続きにおいて、別表「新制度で研究奨励費の支援対象となる学生の整理」の申請者分類に応じた証明書類等を SPRING 運営事務局に提示いただきます。

例 パスポート、在留カード、戸籍謄本等

※証明書類等をご提示いただけない場合や、申請内容（申請者分類）に相違があった場合は、採用が取り消しになる可能性があります。

【採用者説明会】

SPRING 採用者向けの説明会を下記の日程・場所で予定しています。あらかじめご承知おきください。

2027 年 4 月 6 日（火）午後　今出川校地

11. 公募に関する問い合わせ

応募資格者からの質問に対して、以下の質問フォームからのみ受け付けます。本公募に関係のない質問には回答しません。また、SPRING 運営事務局への電話やメールによる問い合わせには回答いたしません。

質問フォーム：https://forms.cloud.microsoft/r/am1bvnuwTE
質問受付期間：～12 月 18 日（金）12:00（日本時間：正午）まで

回答は、12 月 24 日（木）までに、本学 Webdisk（共有ディスク）を通じて実施します。個別の連絡はしませんので、随時、Webdisk（共有ディスク）に格納された最新ファイルをご確認ください。

※Webdisk（共有ディスク）の URL:
https://webdisk.doshisha.ac.jp/public/2K6BgnINmTAI_vBfsZOupCeAtSoLIJ5cI42tTsb1pIYp

なお、お問い合わせいただいた質問および回答につきましては、公平性の観点から、原則公開させていただきますので、あらかじめご了承ください。

12. 連絡先

多元的イノベーションを先導する次世代研究者育成プロジェクト（SPRING）
運営事務局 （リサーチ・イノベーション推進機構・研究マネジメント課）
E-Mail：dfs-spring@mail.doshisha.ac.jp

13. その他

本プロジェクトの支援対象学生に採用された場合は、支援対象学生として氏名・研究分野・研究テーマ等を本学 HP 等で公表します。また、研究成果や活動状況の公表に積極的に協力していただくことが期待されています。

以上

別紙　新制度で研究奨励費の支給対象となる学生の整理

NO		申請者分類	該当例		在籍期間	対象の可否
①		日本国籍を有する者	日本人、日本に帰化した外国人		—	○
②		特別永住者 （日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第3条）	入管特例法第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者		無期限	○
③	1	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等 （出入国管理及び難民認定法別表第2）	永住者	法務大臣から永住の許可を得た者	無期限	○
	2		日本人の配偶者等	日本人の配偶者、子、特別養子	5年、3年、1年又は6月	○
	3		永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月	○
④	1	定住者 （出入国管理及び難民認定法別表第2）	一定範囲のインドシナ難民、一定範囲のヴェトナム難民、日系3世、定住者の配偶者、帰化した日本人・永住者・特別永住者・定住者の実子、中国残留邦人及びその子、日本人の実子を扶養する外国人親　など		5年、3年、1年又は6月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年以内)	× ※
	2		上記のうち将来永住する意思があると認められた者			○
⑤	1	家族滞在 （出入国管理及び難民認定法別表第1）	教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能2号、文化活動又は留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける子など		法務大臣が個々に指定する期間(5年以内)	× ※
	2		上記のうち、下記のいずれにも該当する者 ・ 国内で出生又は12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて入国した者 ・ 日本の小学校等から高校等までを卒業・修了した者 ・ 大学等の卒業・修了後も日本で就労して定着する意思があると認められた者			○
	3		本邦における在留期間とその他の事情を総合的に勘案して⑤-2に掲げる者に準ずると認められた者			○
⑥		右記の在留資格により在留する者 （出入国管理及び難民認定法別表第一の一から五）	(1)外交、公用、教授、芸術、宗教、報道 (2)高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、企業内転勤、興行、技能、技能実習 (3)文化活動、短期滞在 (4)留学、研修 (5)特定活動		区分の内容に応じて15日から5年の期間（高度専門職の一部は無制限）	× ※

※ ④-1、⑤-1、⑥は区分1の応募要件に該当しないため、区分2での応募となります。